

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）
による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る
確認の取消しについて

令和 7 年 9 月 3 日
兵 庫 県 知 事

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。

（私立専門学校）

確認大学等 の名称	確認大学等 の所在地	設置者の 名称	設置者の主たる 事務所の所在地	根拠規定
BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専 門学校	兵庫県神戸市東 灘区御影中町八 丁目 4 番 1 4 号	学校法人宮内学 園	兵庫県神戸市東 灘区御影中町八 丁目 4 番 1 4 号	大学等における 修学の支援に関 する法律第 1 3 条第 1 項第一号